

妊婦のための支援給付交付金のご案内

妊娠期から出産・子育てまで一貫した相談・支援（包括相談支援）を行いながら、併せて妊婦へ「支援給付」（経済的支援）を実施し、安心して出産・子育てできるよう支援します。

包括相談支援（妊娠中から出産後まで、各時期に保健師等による面談を行います。）

面談の 時期	①妊娠届出時 ②妊娠9ヶ月頃 ③赤ちゃん全戸訪問時 ④希望時	面談の 対象者	妊婦・産婦・配偶者など
-----------	---	------------	-------------



経済的支援（各種申請・届出後、給付金を支給します。）

妊婦給付 認定後 (1回目)	5万円	胎児の数の 届出後 (2回目)	妊娠している こどもの人数 × 5万円 (例) ふたごの場合：2人×5万円＝10万円
----------------------	-----	-----------------------	--

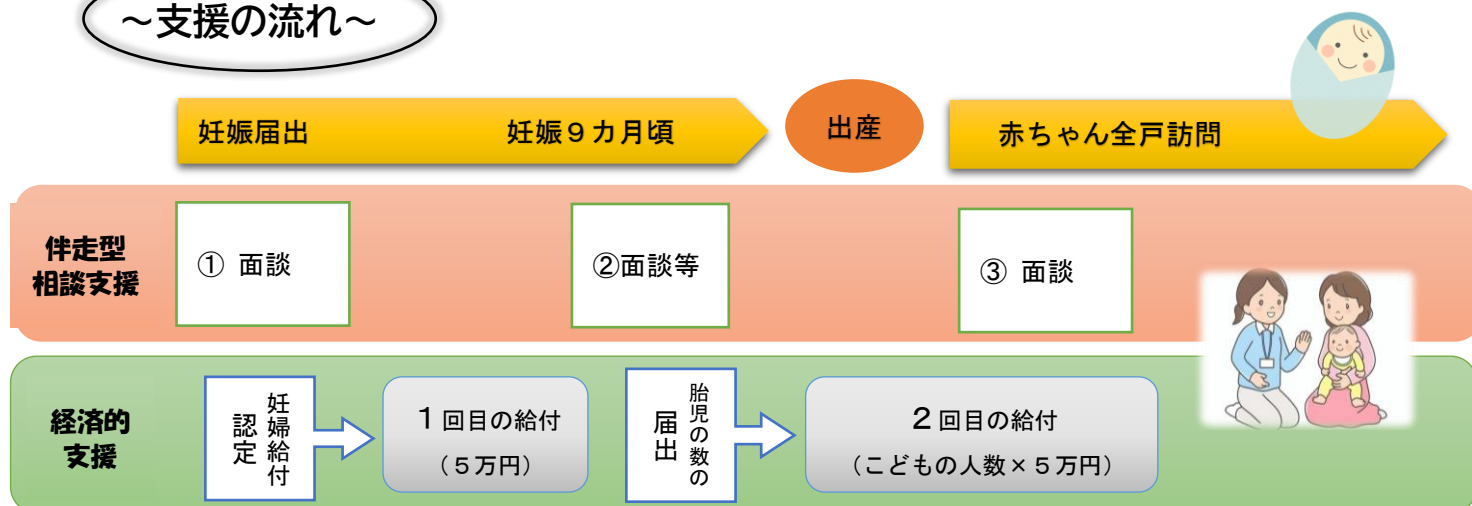
申請方法について

1 回目～妊娠届出の面談時などに保健師から「妊婦給付認定申請」をご案内します。

注) 妊婦給付認定を受けるためには、医師による胎児心拍の確認が必要です。

2 回目～妊娠9ヶ月頃の面談時などに保健師から「胎児の数の届出」をご案内します。

～支援の流れ～



【流産・死産・人口妊娠中絶を経験された方へ】

流産・死産・人工妊娠中絶をされた方、出産後すぐに
お子様を亡くされた方も申請ができます。申請にあたり、
母子手帳等の確認が必要になりますので、役場 健康福祉課
健康福祉課 健康推進係までご連絡ください。

【お問い合わせ】

美郷町役場

健康福祉課 健康推進係

☎0855-75-1932